

第10回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月8日(木) 午後3時00分～3時25分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事補 小林 智貴
農業振興課 主事補 茂木 智也
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第33号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 - 第3 報告
 - 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第10回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第10回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号1番横山正行委員、同じく2番金子節夫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年4月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
8番（高田）	<p>8番高田です。4月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字秋妻字下川原地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は3ページを参照してください。申請地は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	<p>します。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会長 (天谷)	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1番 (横山)	<p>1番横山です。4月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字赤堀字近藤地内、案内図は資料5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、今回の案件は一般国道の沿道の流通業務施設であるため、不許可の例外に該当します。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会長 (天谷)	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当と</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>いう意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>議案第33号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。先に、議事日程と一緒に配布しました、令和3年度5月、農用地利用集積計画（案）について農業振興課より、説明願います。</p>
<p>農業振興課 （茂木）</p>	<p>それでは令和2年度5月農用地利用集積計画についてご説明します。農用地利用集積計画（案）をご覧ください。新規3年から再設定10年、また、中間管理機構を通じた貸し借りや、所有権移転等の区分がございますが、各区分の面積については、表の通りとなっております。また、各区分の面積を合計したものが、一番下の合計欄の通りとなります。</p> <p>次に、令和3年5月1日現在利用権設定状況（予定）をご覧ください。各項目における数値は記載の通りであり、農地集積率については、前回比で2.22%の減となりました。以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>農業振興課からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。農用地利用集積計画を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り決定いたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>続きまして議事日程第3、報告第9号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第9号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年4月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでご</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>ございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については9ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>続きまして報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年4月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から番号7番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については9ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第10回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年5月10日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 横山 正行

委員 金子 節夫